

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
④ 平成 2 年 4 月から 5 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 51 年 8 月頃、元妻が、A 町役場に勤めていた知人に勧められて私の国民年金の加入手続を行い、保険料も毎月納付してくれていた。

申立期間②、③及び④については、私は体調が悪く収入が無かったため、父親が免除申請の手続をしていていた。

このため、申立期間①の保険料が未納とされていること、並びに申立期間②、③及び④が申請免除期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、昭和 60 年 4 月に B 市に転入し、それ以降、申立人の父親が申立人の免除申請手続を毎年行っていたとしているところ、当該期間前後の昭和 60 年度及び 62 年度から平成元年度までの期間は申請免除期間となっていることから、当該期間のみ免除申請手続を行わないのは不自然である。

また、申立期間③について、その前後の申請免除期間と比べて、申立人及びその属する世帯に転居等生活環境の大きな変化も確認できないことから、免除申請手続が行われた場合、承認されたものとするのが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和 51 年 8 月頃、その元妻が A 町において申立人の国民年金加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料も納

付してくれていたと述べているところ、申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号は同年同月に連番で払い出されていることから、申立人及びその元妻の加入手続は、この頃行われたと考えられるが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、その元妻から聴取することもできないことから、保険料納付の状況は不明である上、その元妻も当該期間の保険料は未納である。

また、申立人に係る特殊台帳には、申立期間①のうち昭和 52 年度及び 53 年度の保険料について、54 年 10 月 17 日に過年度納付書が発送された記載があることから、その時点で当該期間の保険料が未納であったことがうかがえる上、申立人及びその元妻共、54 年度は申請免除期間であり、保険料の納付が困難な状況にあったことが想定されることから、当該過年度納付書による納付が行われた可能性も低いと考えられる。

さらに、申立期間②及び④は、それぞれ 4 年度及び 3 年度と複数年度にわたっている上、当該期間について、申立人は国民年金保険料の免除申請手続に直接関与しておらず、それを行っていたとする申立人の父親は他界していることから、免除申請手続の状況が不明である。

加えて、申立期間②及び④における申立人の所得を確認できる資料は見当たらず、申立人が免除基準に該当していたかは確認できない上、申立期間②について、当時の申立人の属する世帯の年間所得額を世帯員の標準報酬月額等から推認し、それにより得られた数値を基に、免除基準の換算数値を試算したところ、当時の免除承認の基準値を上回るとみられる数値が参考数値として得られたことから、申立期間②について免除申請を行ったとしても、却下されていた可能性が高い状況をうかがい知ることができた。

このほか、申立期間①の国民年金保険料が納付されていたこと、並びに申立期間②及び④の保険料が免除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

私は、これまで国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間の1か月だけが未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みであることから、申立人の納付意識は高いものと考えられるほか、その納付状況をみると、過年度納付により納付されている期間や、追納により納付されている期間が確認でき、申立人が、未納期間等が生じないように保険料を納付している状況がうかがえる。

また、オンライン記録から、申立期間直後の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料が同年10月に過年度納付されていることが確認できるところ、その時点で、申立期間の保険料についても併せて過年度納付することが可能であり、上述の納付状況を踏まえると、申立期間について、先に納付時効が到来する期間であるにもかかわらず、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 2261 (事案 550 の再申立て)

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年8月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47年10月28日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年8月から同年10月までは6万円、同年11月から46年10月までは10万円、同年11月から47年9月までは13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月26日から47年10月28日まで

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間はB事業所の代表取締役として継続して勤務しており、他の取締役及び取引先業者の証言書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、商業登記簿謄本の代表取締役の記載及び申立期間当時に取締役であった申立人の弟二人の証言から、申立人がB事業所に勤務していたことを確認することはできるものの、i) 社会保険の事務を行っていたとされる申立人の弟に聴取したが、「当時、いろいろな業務をしていたため、詳細を覚えていない。申立人は、勤務していたが、申立人の厚生年金保険の空白期間については分からない。」と述べていること、ii) B事業所に申立期間当時の申立人の報酬、厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時の資料は保存していない。」との証言を得たこと、iii) B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和44年8月26日に被保険者の資格を喪失した後、同年9月18日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成

21 年 8 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が B 事業所で取得した厚生年金保険被保険者記号番号と同一で、かつ、申立人の氏名及び生年月日と一致する未統合記録が確認され、当該記録では、被保険者資格の取得日が昭和 44 年 8 月 26 日で、喪失日が 47 年 10 月 28 日と記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、B 事業所で被保険者資格を喪失した後、A 事業所で資格を取得したことが確認できる元同僚は、「A 事業所が事業を立ち上げた際に、申立人を含む B 事業所の従業員数名で A 事業所へ移って勤務した。」と証言しており、申立人も、「A 事業所の創業時に仕事を手伝ったことがあった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A 事業所の事業主は、申立人が昭和 44 年 8 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47 年 10 月 28 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 44 年 8 月から同年 10 月までは 6 万円、同年 11 月から 46 年 10 月までは 10 万円、同年 11 月から 47 年 9 月までは 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月31日から48年1月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について被保険者記録が無いとの回答を得た。A事業所には昭和47年12月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書及び事業主の回答から、申立人はA事業所に昭和47年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを47年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月27日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。
しかし、同一企業内での転勤であり、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C事業所（A事業所B工場が名称変更）の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年3月27日にA事業所本社から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和39年3月27日とすべきところ、同年4月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月27日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

しかし、同一企業内での転勤であり、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C事業所(A事業所B工場が名称変更)から提出された申立人に係る従業員台帳から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和39年3月27日にA事業所本社から同事業所B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所における昭和39年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和39年3月27日とすべきところ、同年4月1日として誤った届出を行ったこと

を認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成4年5月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月12日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について、加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所で働いていたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から確認又は推認できる報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 19 日から 43 年 10 月 2 日まで
② 昭和 43 年 10 月 7 日から 44 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 9 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和 47 年 7 月 7 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間①、②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、同被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 45 年 6 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、異なる番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間①と申立期間②及び③はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年4月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月3日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得た。同一企業内での転勤であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和48年4月3日にA事業所本社から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和48年5月のオンライン記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月27日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。
しかし、同一企業内での転勤であり、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C事業所（A事業所B工場が名称変更）から提出された申立人に係る従業員台帳から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年3月27日にA事業所本社から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和39年3月27日とすべきところ、同年4月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年4月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月3日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得た。昭和48年3月からA事業所で継続して勤務しており、申立期間は、同事業所B支店へ異動した時期であるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和48年4月3日にA事業所本社から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和48年5月のオンライン記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 12 月まで
申立期間については、両親が経営する個人事業所に勤務していた時期であり、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付は、母親が行っていた。同時期に同居し、一緒に勤務していた兄や、兄嫁の保険料は納付されているのに、私の保険料だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 1 月 18 日に払い出されており、申立人に別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃初めて行われたものと推測でき、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできない上、当該記号番号に係る国民年金被保険者資格取得年月日は同年同月 1 日であり、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、加入手続後においても、申立期間の保険料納付を求められることは無かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は、申立人の未納期間の保険料をまとめて町役場内で納めたことがあるとしているものの、納付した期間や納付金額などの具体的な記憶は無く、国民年金の未加入期間である申立期間に係る保険料の遡及納付が行われたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間の国民年金の加入手続や国民年金保険料納付などは全て他界した父親が行っていた。申立期間前後の期間の保険料は同じ日に納付されていることが確認できており、申立期間だけをわざわざ抜かして納付することは無いと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその父親は既に他界していることから、当時の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況から、昭和 50 年 11 月頃に行われたものと推測でき、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人の特殊台帳の記録から、同年同月に、第 2 回特例納付（納付可能期間は、昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで）及び過年度納付により、申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるが、その時点では、申立期間は時効のため過年度納付することができない期間である上、第 2 回特例納付制度の対象外の期間でもある。このため、申立人の父親は、申立人の国民年金加入手続後、保険料の遡及納付を行ったものの、申立期間の保険料については納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 12 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで
(A 事業所)
② 平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
(B 事業所)

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、過去に勤務していた事業所における標準報酬月額が、実際に得ていた給与額と比較して低いことが分かったので、申立期間①及び②における標準報酬月額を、実際に得ていた給与の額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る年金記録の確認を求めているが、あっせん
の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が
時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅
していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等
に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、
厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、
当委員会では、上記各申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記
録の訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅し
ていた期間であるから、厚生年金特例法を適用する。

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に

基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A事業所が発行した給与支払証明書から、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、申立期間①に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、A事業所は、「資格取得届は、日額基本給に月間所定労働日数を乗じて算出した報酬月額を基に記入している。標準報酬月額の決定通知の内容は、被保険者に対して通知している。」と回答している。

さらに、A事業所に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、C事業所（B事業所が名称変更）の所在地を管轄するD年金事務所が、申立後の平成24年4月13日に適用事業所調査を行ったことにより、同年同月19日に、資格取得時に遡って17万円から22万円に訂正されているところ、申立人は、上記訂正された標準報酬月額について、給与支払明細書で確認できる総支給額と比較して低い月があるので、実際の給与額に見合う額に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、上述の標準報酬月額の決定について、C事業所は、「資格取得時に、深夜時間帯の勤務、残業、休日勤務が見込まれていたが、通常の業務内容以外の特別な業務を行った場合に算出される手当については、現場の状況に影響を受けるので、資格取得時に予測することができない。」と回答している。

また、上述の標準報酬月額の決定について、D年金事務所のC事業所に係る調査復命書の「調査てん末及び所見等」欄に、「臨時従業員就業規則には、時間外勤務と休日勤務をさせることがある旨、規定されており、資格取得時（平成22年7月1日）に有効な平成22年6月24日付けの雇用契約書を見ると、『所定外労働をさせることが有る』『休日労働をさせることが有る』という記載があり、勤務時間については、午後10時以降の深夜の時間帯が記載されている。資格取得時に予測することができない手当については、資格取得時には見込まれていな

かったものと判断した。」と記載されている。

さらに、D年金事務所は、「申立人に係る資格取得時報酬訂正の決定の基礎となる報酬月額の算定方法について、健康保険法・厚生年金保険法等の法令に則して処理をしており、適正に是正していると考える。」と回答していることから、B事業所における申立人に係る資格取得時報酬訂正後の標準報酬月額が妥当性を欠いたものであるとまでは言えない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 19 日から 54 年 1 月 4 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
申立期間中に A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の人事記録から、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 54 年 1 月 4 日に A 事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、B 事業所は、「申立人は、賃金職員だった。賃金職員の中に厚生年金保険に加入しない者も複数いた。厚生年金保険に加入しない者から保険料を控除しなかった。」と回答している。

さらに、A 事業所の元事務職員は、「申立期間当時、配偶者の被扶養者となっている職員並びに契約期間及び勤務時間が短い職員は、厚生年金保険に加入させていなかった。厚生年金保険に加入しない者の給与から保険料を控除することはない。」と証言している。

加えて、申立人が同僚として挙げた者に申立期間の A 事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数おり、上述の同僚のうち一人は、「私も賃金職員として A 事業所で採用されたが、最初は厚生年金保険に加入せず、国民年金と国民健康保険に加入していた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 11 月 26 日まで
② 昭和 42 年 2 月 20 日から 46 年 6 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。会社が脱退手当金の請求手続きをしたが、自分は受け取っていないので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②に係る事業所が脱退手当金の請求手続きをしたと述べている上、当該事業所から渡されたとする脱退手当金支給決定通知書及び厚生年金保険被保険者証を所持していることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間②に係る事業所を退職した後の昭和 46 年 8 月 14 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 9 月 21 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保

険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和46年9月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 21 日から平成 2 年 7 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の平成2年分給与所得の源泉徴収票から、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたことがわかる。

しかし、上述の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額（9万8,280円）は、申立人が記憶する給与35万円（標準報酬月額36万円）で試算すると、A事業所が加入しているB健康保険組合の申立期間当時の健康保険料（9万8,280円）と一致することから、厚生年金保険料が控除されていないことがわかる。

また、A事業所の人事担当者は、「申立人の給与から、厚生年金保険料を控除していないと思う。」と回答している。

さらに、C企業年金基金（A事業所が加入していた厚生年金基金記録の管理を継承）は、「申立人がD厚生年金基金の加入員であった記録は確認できない。」と回答している。

加えて、オンライン記録において、昭和62年7月21日から平成2年9月21日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。